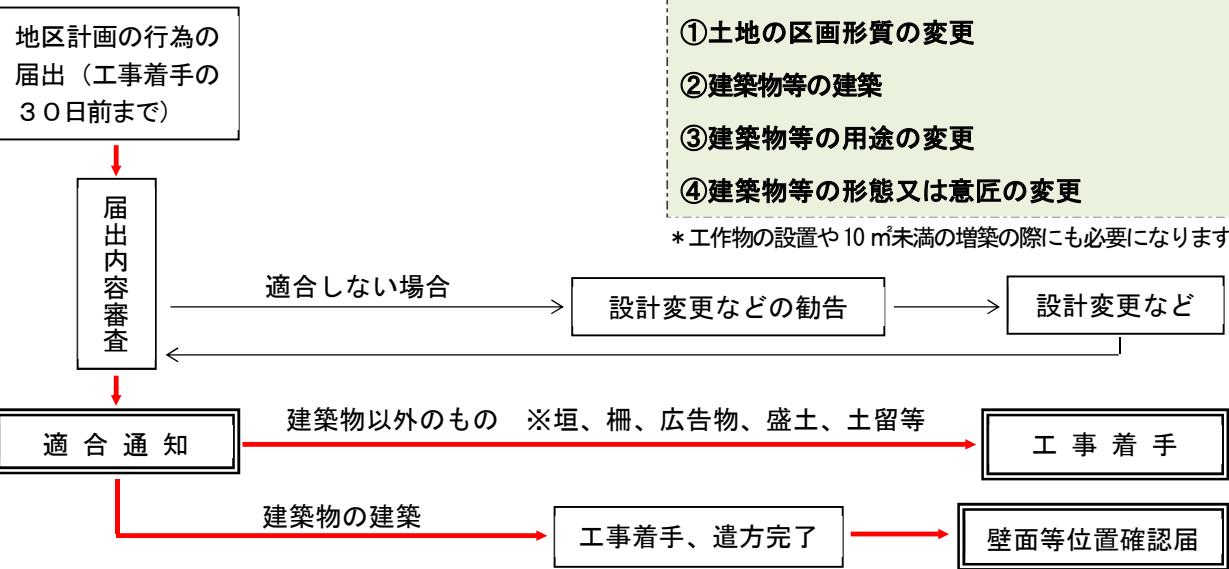


荒谷西工業地区地区計画

名 称	荒谷西工業地区 地区計画
位 置	天童市大字荒谷字内条、字川原前、字下川原、字下条、字堂の前、字長井仏、字日照江の各一部
面 積	約 18. 5 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、天童市街地南端において工業団地を形成している市街化区域の工業専用地域と隣接し、当該地域の中央を縦貫する国道13号から約1.3km東方に位置している。また、本地区周辺においては、既に道路、下水道等の都市施設が相当程度整備されている。</p> <p>現在、本地区において、天童市の工業振興を図るために工業団地の整備が計画されているが、将来にわたり優良な工業団地としての都市的土地区画整理事業の実現を保全する必要がある。</p> <p>本計画は、機能的な都市施設の整備及び土地利用の保全を図ると共に、本地区と樹園地を介して近接している既存集落の緑豊かな生活環境の保全を図ろうとするものである。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	工業街区の形成を図るための区域の整備又は保全の方針を定める。
土地利用の方針	地区全体を工業の利便を増進するための土地利用とする。
地区施設の整備の方針	地区の形状や周辺の道路状況を勘案した区域内道路及び緑地を整備する。
建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工業街区形成のための「建築物等の用途の制限」を定める。 (2) 地区周辺の緑豊かな環境との調和を考慮して「建築物の容積率の最高限度」及び「建築物の建ぺい率の最高限度」を定める。 (3) 敷地の細分化による小規模事業所の混在を防ぐため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 (4) 地区内の建築物が地区周辺に与える圧迫感を軽減するために「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 (5) 地区周辺の緑豊かな環境との調和を考慮して「建築物の高さの最高限度」を定める。 (6) 地区周辺の緑豊かな環境との調和を考慮して、次のとおり「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地区周辺に建築物等が与える圧迫感を抑制するための盛土の制限 イ 建築物の屋根及び壁面の色彩の制限 ウ 建築物等の雨水浸透処理施設の設置 エ 屋外広告物の設置の制限 (7) 地区内の工作物等が地区周辺に与える圧迫感を軽減するために「垣又はさくの構造の制限」及び「壁面後退区域における工作物の設置の制限」を定める。

地区計画の手続き



荒谷西工業地区地区計画

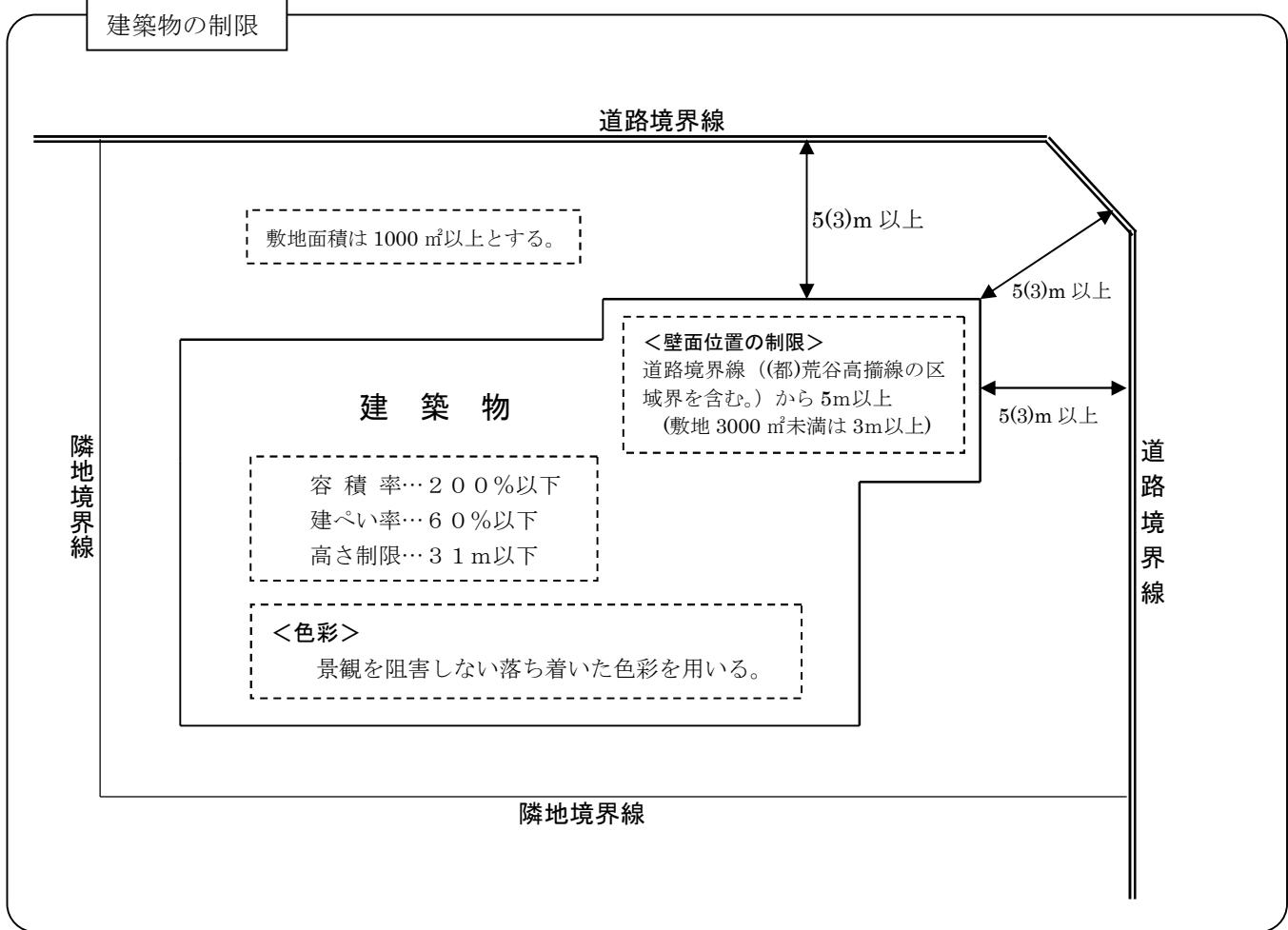
地 区 計 画 の 概 要

内 容	工業振興地区
建築物等の用途の制限	<p>1 次に該当する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(い)項第5号、第7号及び第8号に掲げる建築物</p> <p>(2) 同表(は)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(3) 同表(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(4) 同表(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(5) 同表(る)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(6) 同表(を)項に掲げる建築物（第1号に掲げるものを除く。）</p> <p>(7) 同表(わ)項に掲げる建築物（第1号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 自家用広告物以外の広告は設置してはならない。ただし、地区内施設の案内広告についてはこの限りでない。</p>
容積率の最高限度	20/10
建ぺい率の最高限度	6/10
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は1,000m ² 以上でなければならない。
建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（山形広域都市計画道路荒谷高擣線の区域界を含む。）までの距離は、建築物の敷地規模に応じ次の各項に定める距離以上とする。</p> <p>1 敷地規模3,000m²以上 5m 2 敷地規模3,000m²未満 3m</p>
建築物等の高さの制限	<p>建築物の高さは、地盤面から31m以下とする。</p> <p>ただし、階段室、昇降機塔、塔屋、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さが12mまでは当該建築物の高さに算入しない。</p>
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物等の敷地の地盤面の高さは、道路境界線部分の道路の最高の高さから10cm以下とする。</p> <p>2 建築物の屋根及び壁面の色彩は、地区周辺の景観を阻害しない落ち着いた色彩を用いるものとする。</p> <p>3 建築物の敷地内で建築物の屋根面、舗装面等から流出する雨水は、当該敷地内に集水施設及び浸透施設を設置し地下浸透処理するものとする。</p>
垣又は柵の構造の制限	<p>1 道路境界線から2mの距離以内に設ける垣又はさくの構造は、生垣若しくは道路境界線部分の最高の高さから1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵等とする（門柱・門扉については、この限りではない）。この場合において、当該垣又はさくの基礎(植栽帯等の構造物を含む。)の高さは、道路境界線部分の道路の最高の高さから60cm以下とする。</p> <p>2 前項に該当しない垣又はさくを設置する場合においては、道路境界線から2mを超える距離を有する空地を設け、当該空地を緑化するものとする。</p>
壁面後退区域における工作物の設置の制限	道路境界線から2mの距離以内に設ける土留及び擁壁の高さは、道路境界線部分の道路の最高の高さから60cm以下とする。
備 考	山形広域都市計画道路荒谷高擣線沿線の敷地においては、地区北部に隣接する大字荒谷字桜段の地名の由来となった桜を敷地内に植樹し、歴史的景観を再現するよう努めるものとする。

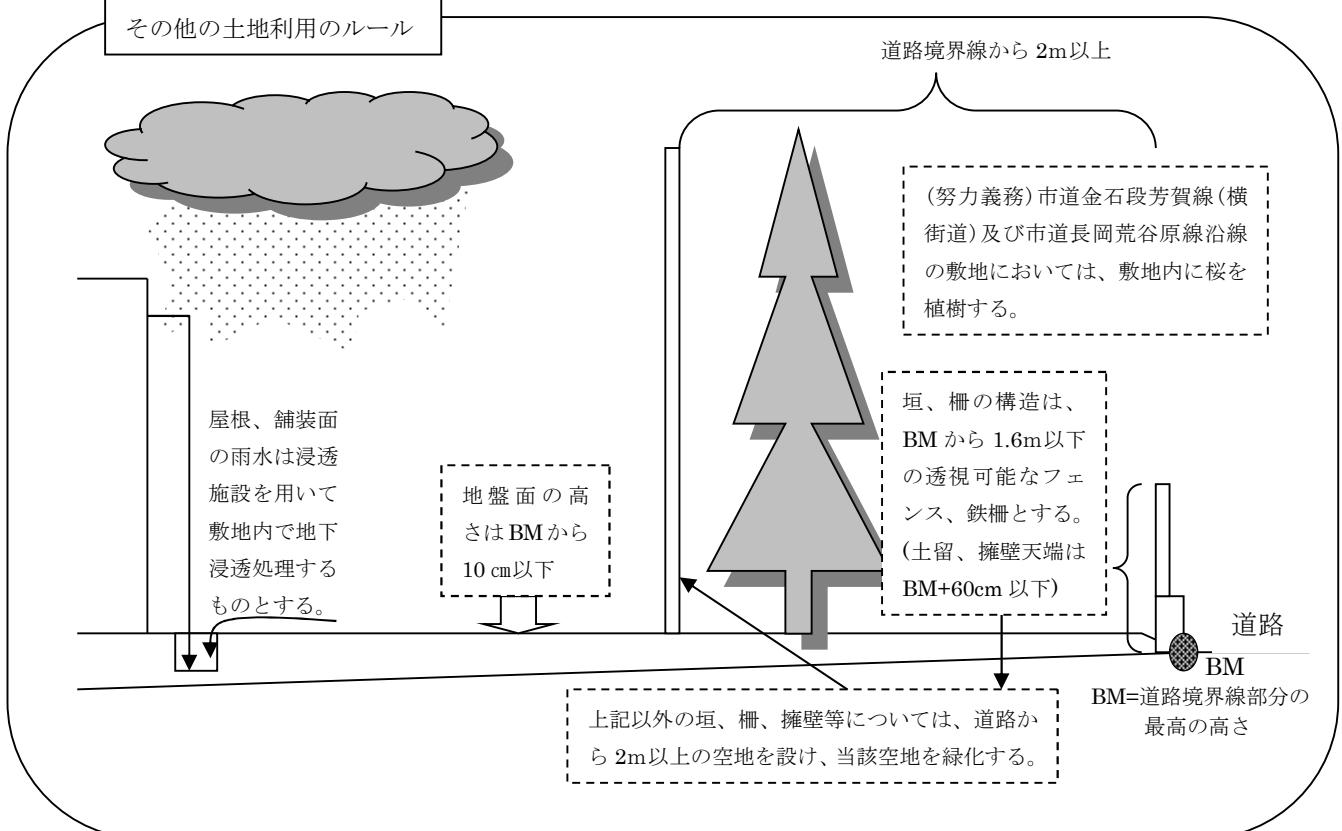
「荒谷西工業地区」地区計画概要図

(最低敷地面積 1,000 m²)

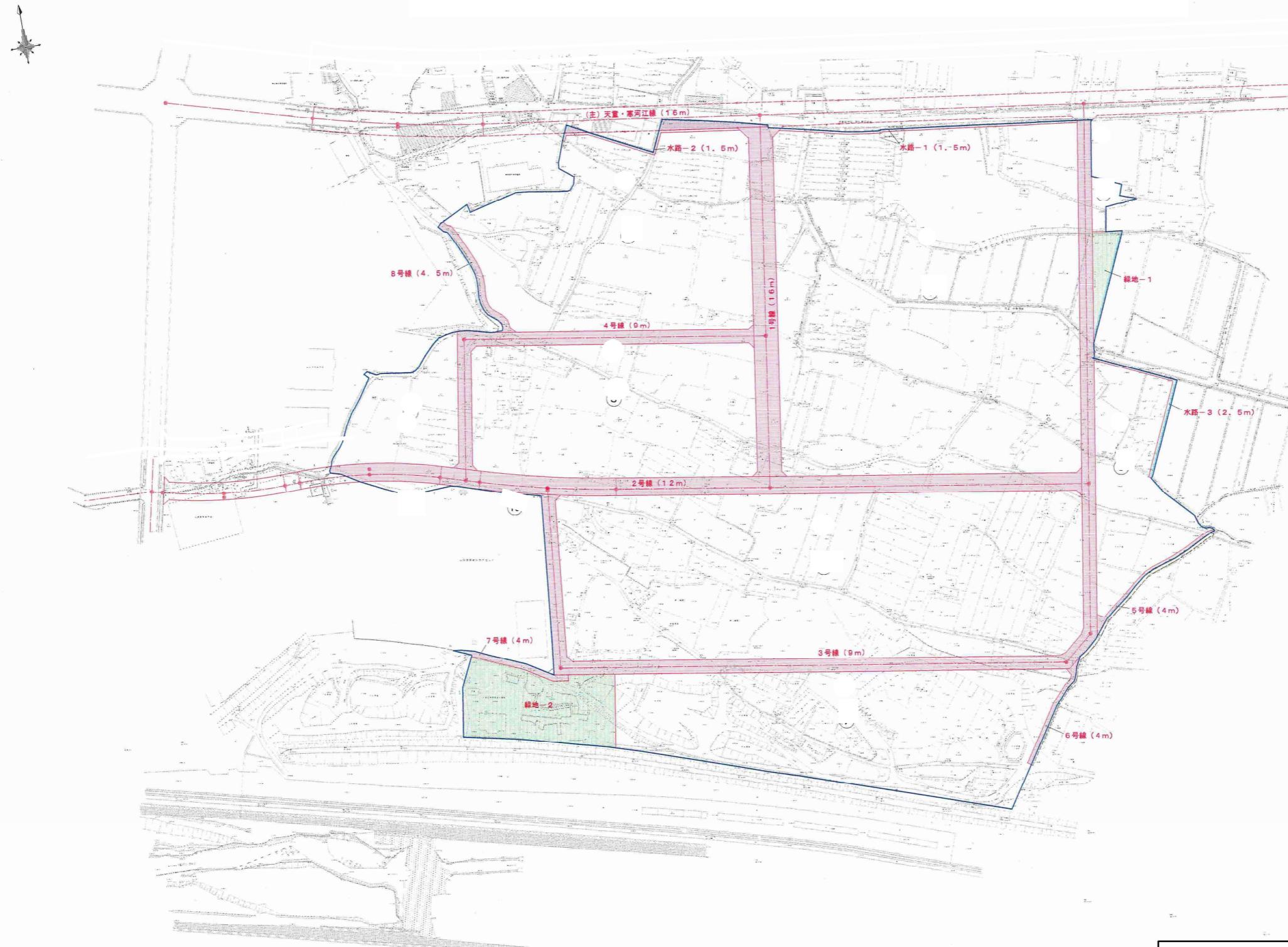
建築物の制限



その他の土地利用のルール



荒谷西工業地区地区計画区域概要図



凡 例	
	地区計画区域